第四条第四号に規定する分別基準適合物	
（略）	（略）
別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の二〇
別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二〇
別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一〇
（略）	（略）
別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の三〇
（略）	（略）
第四条第五号に規定する分別基準適合物	
別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
（略）	（略）
別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
（略）	（略）
第四条第六号に規定する分別基準適合物	
別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
（略）	（略）
別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一〇
（略）	（略）

第四条第四号に規定する分別基準適合物	
（略）	（略）
別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一五
別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一五
別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
（略）	（略）
別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の二五
（略）	（略）
第四条第五号に規定する分別基準適合物	
別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
（略）	（略）
別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一五
（略）	（略）
第四条第六号に規定する分別基準適合物	
別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二〇
（略）	（略）
別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一五
（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○文部科学省令第七号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条の二第四項及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十一条の十二の規定に基づき、教員資格認定試験規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正